



倉敷市

高梁川流域圏創業者

販売イベント出店支援補助金



支援団体からのアドバイスを受けながら、どんどんファンを増やしていける！
高梁川流域圏の創業者の、マルシェ等販売イベント出店を応援します！

制度概要

補助対象者

高梁川流域圏(★)の中小企業者(創業5年未満)

- ① 高梁川流域圏に住所及び事業所を有する個人
- ② 高梁川流域圏に主たる事業所を有する会社

★ … 新見市・高梁市・総社市・早島町・倉敷市・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市

補助対象事業

概ね5者以上が参加し販売するマルシェ等販売イベントへの出店

補助対象経費



補助対象経費

- ・出店料
- ・賃借料
- ・備品購入費(単価が3万円(税込)以内のもの)
- ・消耗品費
- ・広報費
- ・旅費(国内公共交通機関のみ)
- ・通信運搬費
- ・その他市長が必要と認めるもの

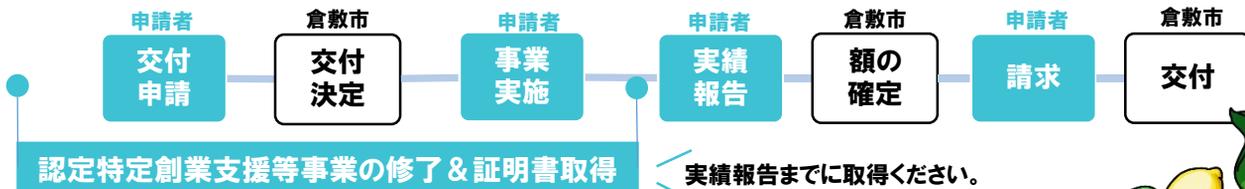
補助率

1/2

補助限度額

5万円

申請の流れ



「認定特定創業支援等事業」とは？

国の認定を受けて、各市町村が連携事業者等と実施する、創業支援セミナーや個別創業面談のことです。創業に必要な4つの知識(経営・財務・販路開拓・人材育成)が身につきます。この支援事業を修了した方は、各自治体が交付する「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」を活用して、国などが提供する様々なメリットを受けることができます。

「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の取得方法は？

各自治体の認定特定創業支援等事業を利用



各自治体の窓口で申請書を提出



証明書の発行

各自治体で認定を受けている事業が異なりますので、事業の種類や申請方法については、自治体のHP等をご確認下さい。倉敷市ではくらしき創業サポートセンター参加機関での窓口相談や、くらしき起業塾の受講等が認定されています。

申請締切

令和8年2月27日 必着

実績報告締切は令和8年3月23日です。報告締切日までに事業完了し、経費支払いも完了する事業が補助対象です。

制度の詳細及び、申請書様式は商工課HPに掲載しています。申請前に必ずご確認ください！⇒



申請
お問合せ

倉敷市商工課 ☎ 086-426-3405

〒710-8565
倉敷市西中新田640番地
✉ cmind@city.kurashiki.okayama.jp



Q. 対象経費の詳細を教えてください。

A. 次のとおりです。また、対象経費はすべて税抜きです。

経費	概要
出店料	マルシェ等販売イベント出店の際主催団体等に支払う費用を指します。売上額から歩合で決定する等、申請時に定まらない場合は、最高額を記載してください。最高額の定めがない場合は予測される金額を記載してください。 (出店料記載の例) ・売上の10%または5,000円のどちらか大きい方⇒5,000円を記載 ・売上の10%または10,000円のどちらか小さいほう⇒予測金額を記載 ・売上の10%⇒予測金額を記載
賃借料	テントや什器、キッチンカー等、リースやレンタルに係る費用を指します。
備品購入費	単価が税込3万円以内の備品等の購入に係る費用を指します。補助事業（マルシェ等販売イベント出店）以外にも転用可能なもの等は対象外です。（例:PC、タブレット、カメラ等）
消耗品費	衛生対策に必要なビニールや消毒液、店舗の装飾等に用いる消耗品の購入費を指します。商品の材料や包装、持ち帰り用のビニール袋は対象外です。
広報費	マルシェ等販売イベント出店に係るフライヤーやショップカード等配布物の作成・印刷のほか、SNS広告などに係る費用等を指します。
旅費	マルシェ等販売イベント会場に向かう際に必要となる国内公共交通機関に係る経費を指します。 (特急券・乗車券、航空運賃、燃油サーチャージ、バス料金等) ※交通費及び渡航費に特別に付加された料金は対象になりません。 (鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアムシート等及び国際線ファーストクラス・ビジネスクラス・プレミアムシート、船舶のプレミアムシート等) ※最も合理的な通常の経路及び方法によることとします。
通信運搬費	展示物や販促物の郵送・運送を生業とする事業者以外に外部委託する際に係る費用を指します。インターネット利用料、レンタカー代、駐車場代、ガソリン代等は対象になりません。

Q. 参加し終わったマルシェ等販売イベントについて申請できますか？

A. 申請できません。マルシェ等販売イベントへの参加前にご申請ください。

Q. 参加前ですが、出店料は支払いました。申請できますか？

A. 申請できますが、支払い済の出店料は補助対象経費から除いてください。補助対象となるのは、交付決定後に発生し、支払われたもののみです。

Q. 音楽祭やスポーツ大会等に出店する費用も対象ですか？

A. 補助対象となるのはマルシェ等販売イベントへの出店ですので、原則対象外です。ただし、音楽祭やスポーツ大会と別のイベントとして開催されることが明確である場合は補助対象となります。
※スポーツ大会に集まる人をターゲットに開催されるランチマルシェ等

Q. 補助対象経費については原則振込で支払うこととありますが、振込に対応していない店の場合は？

A. 店頭での購入等振込払いが難しい場合は、現金やクレジットカードでの支払いも対象となります。ただし、カード払いについては、一括払い、分割払いともに、実績報告書提出期限内に支払（引き落とし）が全て完了したのもののみ対象経費となります。なお、リボルビング払いは認められません。また、付与されたポイント等は、補助対象経費から減額します。

